

税関係証明書交付請求書 (本 代理人申請の記入例)

(請求先) 長岡市長

※本人確認を行います。確認できる書類をご提示ください。

令和 年 6 月 15 日

1 窓口に来た人（請求者）		(職員記入欄) 免許 旅券 外登 在留 住カ B 身手 番カ 保険 後期 介護 年手 年証 学証 社証 預 キ・ク 診 住カ A 聴聞 その他 ()	受付	
住 所 長岡市大手通1-1-1 長岡アパート101号室			電話番号《携帯可》 (0258) 35 - 1122	出力
(よみかた) ながおか はなこ 氏 名 長岡 花子	証明を受ける人とあなたの関係 ☐ 本人（法人の代表者も含む） ☒ 同居の親族（続柄 妻） ☐ 相続人・・・確認書類が必要な場合があります ☐ 代理人 ☐ その他 ()		点検	
西暦 / 明・大(昭)・平・令 54 年 3 月 21 日生			※委任者の署名又は代表者印が必要です。	

2 どなたの証明書が必要ですか？			
☐ 窓口に来た人（請求者）と同じ ※法人の代 本人（証明が必要な方）が自署してください。			
本人以外が請求する場合は、下記の欄の記入が必要です。※個人の請求で本人、できない場合は、押印してください。 「私は、上記1の請求者を代理人として本書を持参させますので、証明書を交付してください。」			
☒ 個人	住 所 長岡市 大手通1-1-1 長岡アパート101号室	(よみかた) ながおか たろう 氏 名 長岡 太郎 西暦 / 明・大(昭)・平・令 53 年 4 月 5 日生	※委任の印 
	☐ 法人 市外に転出された場合は、現住所と賦課地（長岡市のときの住所）を記入してください 電話番号 ()	(よみかた) 法人名及び代表者氏名 ご本人が自署できない場合、記名・押印してください。	

必要な年度（年分）をご記入ください。
(例) 令和7年度（令和6年分）

3 どの種類の証明書が必要ですか？						
所得等証明		納税証明		資産評価等証明		
平成・令和 年度 (平成・令和 年分の所得) ☒ 最新版のもの		平成・令和 年度		平成・令和 年度 土地・家屋（全部・一部） 一部の場合は裏面に所在地を記入してください		
市民税・県民税 所得・課税証明	1 通	車検用軽自動車税 【標識番号】 (長岡)	無 料	評価証明	通	枚
扶養証明	通			公課証明	通	枚
個人営業証明 (営業種目:)	通	市民税・県民税	通	課税証明	通	枚
法人営業証明	通	法人市民税	通	償却資産証明	通	枚
		事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日	通	課税台帳証明 (名寄帳)	通	枚
		固定資産税	通	無資産証明	通	枚
		都市計画税	通	住宅用家屋証明	通	枚
		軽自動車税	通	未登録証明	通	枚
		未納がない証明 (裏面下段をご覧ください 必要な証明をお選びください)	通	その他	通	枚

※平日夜間（午後5時15分以降）及び土・日・祝日の取扱い

・アオーレ長岡（本庁）：「市民税・県民税所得課税証明書」のみ取り扱います。

・支所：取り扱いはありません。

・内容によっては、即日発行できない場合があります。

使用目的（提出先）

- ☐ 登記（法務局）
☐ 申告（税務署）
☐ 融資等（金融機関）
☐ 競売・訴等（裁判所）
☐ 資産確認
☐ その他 ()

手数料金（計）	預かり額	おつり額	レジ立会者
---------	------	------	-------

資産評価等証明

土地・家屋の一部の証明を請求する場合は、必要な物件の所在地を記入してください。

区 分	町 名	地 番	家屋番号
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			

※ 亡くなられた人名義の証明を請求する場合は、相続人であることが確認できる戸籍が必要な場合があります。

※ 賦課期日（１月１日）以降に所有者移転の登記をし、新たに所有者となった人が請求する場合は、そのことを確認できる登記簿が必要です。

※ 借地人・借家人が請求する場合は、賃貸借契約書の写し等が必要です。

詳しくは窓口の職員におたずねください。

未納がない証明

必要な証明にチェックをしてください。

	チェック欄	証明事項	主な使用目的
①	☐	市税の未納がない証明	長岡市の入札参加資格審査申請など
②	☐	過去３年以内に市税に係る滞納処分を受けたことがない証明	公益社団法人、公益財団法人の認定など
③	☐	市税の未納がない・過去２年以内に市税に係る滞納処分を受けたことがない証明	酒類販売業免許申請など

※証明が必要な滞納処分を受けたことがない期間が②・③に該当しない場合は、窓口の職員におたずねください。